

平成 30 年 2 月 2 日

関係者各位

社会福祉法人どろんこ会
理事長 安永愛香

東洋経済新報社および「大川えみる」こと迫共氏に対する

記事削除、謝罪、損害賠償訴訟の提起について

平成 29 年 3 月 28 日（火）に株式会社東洋経済新報社（以下、「東洋経済新報社」といいます。）の運営するインターネットサイトである「東洋経済オンライン」にて当会の運営に関する記事（以下、「本件記事」といいます。）が掲載されました。

その内容については

『事前に当会に対して一切の取材がなされないまま一方的に掲載された記事である』

『事実と異なる内容、誤解を招く内容が数多く含まれている』

『当会を貶める意図で書かれたと思わざるを得ない悪意ある表現が、数多く含まれている』

といった点に鑑み、これまで東洋経済オンライン編集部（編集長の山田俊浩氏、責任担当編集者の印南志帆氏および自称保育ライター大川えみること迫共氏）に対し、本件記事全体の掲載の即時中止、本件記事に対する訂正記事の掲載および謝罪等を強く申し入れてまいりました。

その結果、6 月 22 日（木）付で記事の一部について誤った掲載内容の訂正が行われていました。しかしながら、訂正の前後を通じて記事タイトルに関わる根本的な部分に誤りがあるにも関わらず、記事の取り下げはおろか、タイトルの訂正も行われないため、甚だ不十分な対応と言わざるを得ません。

その後も雑誌記事等における人権上の問題での異議・苦情の申立て受付窓口である一般社団法人日本雑誌協会『雑誌人権ボックス』に対して「異議・苦情申立て」を行うなど働きかけを行ってまいりましたが、誠意ある対応が一切見られませんでした。

このような経緯を踏まえ、平成 29 年 12 月 20 日付で、東京地方裁判所において、東洋経済新報社、大川えみること迫共氏、山田俊浩氏および東洋経済新報社の代表取締役である山縣裕一郎氏の 4 名に対し、記事の削除、謝罪広告の掲載および損害賠償を求める訴訟の提起に至りましたのでご報告申し上げます。訴訟の結果その他については、ホームページその他の方法により、随時ご報告申し上げます予定です。